

都市農業支援事業補助金・補助メニュー表

交付対象 区分		補助対象事業	摘要	補助金の額 の区分	補助金の額
1	認定農業者及び認定農業者団体	(1) 農業経営改善施設設置事業	有効的に給水・散水するための施設、農作物等を貯蔵し計画的に出荷するための施設、施設園芸を実施するための温室フレーム施設、農作物等の施設栽培を実施するためのビニールハウスその他農業経営改善のための施設	認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
				認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額
		(2) 農業経営改善機械等購入事業	耕土改良用機械、耕うん用機械、施肥・播種用機械、移植・育苗用機械、栽培管理用機械、防除用機械、果樹用機械、収穫機械、運搬用機械、農業用測定機械その他農業経営改善のための機械	認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
				認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額
		(3) 野生鳥獣被害・自然災害防止施設設置事業	防鳥ネット、野生動物用電気柵、防ひょう及び雨よけ	認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
				認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額
		(4) 市民体験型農園開設事業	市民体験型農園の新規開設に必要な農業体験農園であることを表示する看板、農業用倉庫、上下水道施設、簡易トイレ及び休憩施設	認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
2	農業者、農業者団体、認定農業者及び認定農業者団体			認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額
		(5) 6次産業化整備事業	農産物の加工に必要な機械等の購入、新商品の開発に必要な原材料などの経費、販売促進のための施設整備・備品の購入	認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
				認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額
		(6) 畜産公害防止施設設置事業	家畜飼養管理用施設	認定農業者及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
		(7) 畜産公害防止素材購入事業	有用微生物素材	認定農業者及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は3万円のいずれか少ない額
		(8) 地産地消施設用備品購入事業	野菜自動販売機、看板、のぼり旗、陳列棚、PR資材、直売資材及び流通調整を目的とした保温庫、保冷库	農業者及び認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額
				農業団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は15万円のいずれか少ない額
		(9) 新品種導入購入事業	新品種導入に係る種子・母樹等の購入	農業者及び認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額
				農業団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
		(10) 出荷梱包資材購入事業	出荷用コンテナ、オリジナル野菜結束テープ、出荷用段ボールの購入	農業者及び認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額
				農業団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
		(11) 機能性マルチ購入事業	土壌分解や防虫効果のある環境負荷の少ないマルチシートの購入	農業者及び認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額
				農業団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
		(12) 有機質肥料・堆肥購入事業	土壌の通気性・保水性の改善や化学肥料の投入による環境への負担の軽減ができる成分が100%有機質のもの	農業者及び認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額
				農業団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
		(13) 農薬発散・飛散防止資材購入事業	ドリフト対策機材	農業者及び認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額
				農業団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額